

毒物劇物取扱責任者設置届（業務上取扱者）

毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類は次のとおり。

- ①毒物劇物取扱責任者設置届(毒物及び劇物取締法施行規則別記第8号様式)
- ②毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
- ③毒物劇物取扱責任者の診断書
- ④毒物劇物取扱責任者の誓約書
- ⑤使用関係証書又は雇用契約書の写し

これらの書類は省略できる場合があります。

(提出部数) 1部

1. 毒物劇物取扱責任者設置届の記載上の留意点

- (1) 業務の種別欄には、令41条第1号（電気めっきを行う事業）・令41条第2号（金属熱処理を行う事業）・令41条第3号（毒物劇物の運送事業）・令41条第4号（しろあり防除を行う事業）の別を記入すること。
- (2) 登録番号及び登録年月日は、記入不要。
- (3) 毒物劇物取扱責任者の住所は、現住所を記入すること。
- (4) 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、次の区分により「法第8条第1項第○号」と記載すること。
また、販売業用の様式の（ ）内には、薬剤師、応用化学等の卒業者、一般／農業用品目／特定品目毒物劇物取扱者試験合格の別を記載すること。
 - ①法第8条第1項第1号……………薬剤師
 - ②法第8条第1項第2号……………応用化学等の卒業者
 - ③法第8条第1項第3号……………知事の行う試験の合格者
- (5) 申請年月日は提出年月日を記入すること。
- (6) 申請者は毒物劇物営業者とし、住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記事項証明書に記載された本店の所在地を記入すること。
- (7) 申請者の氏名は、届出者が法人である場合、登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

2. その他の添付書類の留意点

- (1) 毒物劇物取扱責任者の資格を証する書類
 - (ア) 法第8条第1項第1号に該当する者にあつては、薬剤師免許証の写し(原本持参)
但し、薬局等の管理者と同一人の場合、薬剤師免許の照合を省略することができる。
 - (イ) 法第8条第1項第2号に該当する者にあつては、次の区分により卒業証明書、卒業証書の写し(原本持参)又は単位修得証明書(単位習得及び卒業が確認できるもの)

- (a) 高等学校において化学に関する科目を30単位以上修得した者
→卒業証明書又は卒業証書(原本持参)及び単位修得証明書
- (b) 高等専門学校において工業化学科を修了した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
- (c) 大学の薬学部、理学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工学科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科等の課程を修了した者→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
- (d) 上記c)以外で授業課目の必須課目のうち、化学に関する授業課目が単位数において50%を超えるか、又は28単位以上修得した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)及び単位修得証明書
- (e) 上記に該当する大学院を修了した者
→卒業証明書又は卒業証書の写し(原本持参)
- (ウ) 法第8条第1項第3号に該当する者にあつては、合格証の写し(原本持参)

上記イ)(d)に該当する場合、単位修得証明書にて卒業学科や卒業年月日等が確認できる場合は卒業証明書又は卒業証書の写しは添付不要です。

(2) 診断書

- (ア) 「精神機能の障がい明らかに該当がない」「麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者でない」ことが診断されていること。
- (イ) 毒物劇物販売業に係る診断書の場合は、診断日以降3ヶ月間有効。
- (ウ) 診断した者には必ず「医師」の肩書きがあること。

(3) 毒物劇物取扱責任者の誓約書

毒物劇物取扱責任者が第8条第2項第4号に該当しない旨の誓約書。

(4) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証書又は雇用契約書の写し

- (ア) 雇用契約書の写しには次に掲げる項目が記載されていること。
 - ①勤務時間
 - ②休日
 - ③他の場所で他の業務に従事しない旨
- (イ) 雇用主及び責任者兩名の記載がされていること。

なお、雇用主が法人にあつては、法人の名称及び代表者名を記入すること。

また、毒物劇物取扱責任者が代表取締役であるとき、使用関係証書を添付する代わりに、下記のよう備考欄に記載すること。

「毒物劇物取扱責任者は代表取締役と同一人であることから、使用関係証書を省略する。」

1. 勤務時間……
2. 休日……
3. 他の場所で他の業務に従事しない。」